

子育てをするなら
鹿児島市

子育て ガイド

内=内容 対=対象
期=日時・期間・期日 所=場所
定=定員・定数・人員 料=料金
申=申し込み 問=問い合わせ
FAX=FAX E=Eメール
共=共通事項

お知らせ・相談

看護師・理学療法士などの 資格取得のための給付金制度

対市内に住み児童扶養手当を受給できる所得水準にあり、看護師などの資格を取得するため養成課程を受講するひとり親家庭の父母など ◇支給額…市民税非課税世帯は月額10万円、市民税課税世帯は月額7万500円 ◇支給要件など詳しくは **こどもと女性の相談室216-1264 (FAX216-1284)**、谷山福祉部福祉課269-8473へ

不妊に悩む人への特定治療 支援事業

内指定医療機関で行う体外受精や顕微授精への補助(上限額あり) 対夫が妻の住所が本市にあり平成26年の合計所得が730万円未満の夫婦 ◇申請期限…

3月31日 ◇一部制度改正があります。詳しくは母子保健課216-1485(FAX216-1284)へ

県外での健診費用の払い戻し

対市内に住み、県外で妊婦健診を受けた人 ※保険診療の検査は対象外 ◇必要なもの…申請書、母子健康手帳と領収書(レシート不可)の写し、健診結果が記載された受診票、通帳の写し、印鑑 ◇申請期限…出産日から6カ月以内 ◇郵送でも申請できます 問母子保健課216-1485(FAX216-1284)

児童虐待に気付いたら連絡を

◇あなたの周りで虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときは迷わず連絡を

連絡先	電話番号
こども福祉課	216-1262
※時間外は市役所 代表電話	224-1111
谷山福祉部福祉課	269-8473
※時間外は谷山支 所代表電話	269-2111
県中央児童相談所	264-3003
児童相談所全国共 通ダイヤル	189

※緊急のときは警察(110番)へ

「育てよう 思いやりのある 子に 強い子に」

◇3月11日～4月10日は春の心豊かで元気あふれる「さつまっ子」を育てる運動期間です

◇子どもたちに「おはよう」など温かい声かけをしましょう

◇青少年の仲間づくりを支援しましょう ◇親子でさまざまな体験活動に参加しましょう

問青少年課227-1971(FAX227-1923)

イベント・講座

こども初心者釣り教室in鴨池

対釣り初心者の小・中学生

※小学生は保護者同伴 期3月26日(土)9時～12時30分(受け付けは8時30分～)



所鴨池海づり公園 定30人程度(先着順) 料釣り料は通常料金 申電話で3月13日から鴨池海づり公園252-1021へ

宮川野外活動センター 親子陶芸教室

内マグカップや皿などの焼き物づくり 対市内に住む小・中学生とその家族で、2日とも参加できる人 期4月2日(土)・16日(土)の①9時30分～12時、②13時～15時30分 所宮川野外活動センター 定①②各10組(超えたら抽選) 料1人200円(材

料費・保険料など) 申往復はがきに郵便番号、住所、電話番号、参加者全員の氏名、性別、年齢、子どもの学校名・年齢(新年度の学年)、午前・午後の別を書いて、3月14日(必着)までに〒892-0816山下町6-1青少年課「親子陶芸教室」係227-1971へ

西部保健センター 育児教室

内子どもの病気やしつけ・離乳食など 対昨年10月～今年1月に生まれた初めての子どもを持つ親とその家族 期4月5日(火)・13日(水)・19日(火)の13時30分～15時30分(全3回)

定40人(先着順) 料無料 申電話で3月14日から西部保健センター252-8522(FAX252-8541)へ

県外での子育て支援パスポートの利用

◇右の全国共通のロゴマークのステッカーが貼ってある県外のお店や施設で、ロゴマーク付きの子育て支援パスポートを提示すると、4月から特定の商品の割引やサービスを受けることができます

◇既に子育て支援パスポートを持っている人には、ロゴマークのシールを配布しています。シールが必要な人は子育て支援パスポートを持って下記の場所で受け取ってください

◇有効期限が昨年3月31日までの子育て支援パスポートを持っている人は下記の場所で新しいものと交換してください

所すこやか子育て交流館(りぼんかん)、親子つどいの広場(なかまっち・たにっこりん・なかよしの)、子育て支援推進課、各支所の福祉課・保健福祉課、児童センター(城南・三和・郡山)

問すこやか子育て交流館(りぼんかん)812-7740(FAX812-7744)



こども医療費助成の対象を中学3年生までに拡大します

◇今年4月診療分からが助成対象です
◇助成金額や助成方法などに変更はありません

◇全ての受給者に新しい受給者証を送付しています ※出生や転入などで新たに受給要件に該当する人は別途手続きが必要

◇今年度中学1・2年生で手続きをしていない人は早めに申請してください ※申請がないと受給者証の発行はできません

問こども福祉課216-1261(FAX216-1284)



育児休業取得による保育所などの 継続利用の取り扱いが変わります

◇保護者の育児休業開始日時点の児童の年齢に関わらず、現在利用している保育所などの施設を継続して利用できるようになります

◇実施時期…平成28年度から

問保育課216-1258(FAX216-1284)、各支所の福祉課・保健福祉課



子育て相談室

問すこやか子育て交流館(りぼんかん)
相談ダイヤル 812-7741

Q

1歳8カ月の男の子です。気に入らないことがあるとかんしゃくを起こします。どのように対応したらよいですか。

A

1歳頃から自我が芽生え、少しずつ成長していく中で、自己主張の表現としてかんしゃくが見られます。運動機能や言葉が未熟なため、やりたいことが思うようにできなかつたり、うまく言葉で伝えられなかつたりするため、イライラして大泣きしたり、物を投げたりしてしまいます。子どもの心の葛藤に共感し、「～したかったんだね」「くやしかったね」などと、思いを代弁してあげましょう。そっと抱っこしたりして子どもが少し落ち着いたら、場所を変えたり遊びに誘ったりして、うまく気持ちを切りかえられるきっかけをつくってあげるのもよいです。「～したらだめ」と制止するのではなく、「～しようか」と別のことに誘ったり、「～してから～しようか」と見通しを伝えたりするなど、接し方を工夫してみるのもよいでしょう。

かんしゃくの激しい時期は、対応する大人も疲れてへとへとになりがちです。ゆっくり自分の時間をつくったり、ひとりで抱え込まず誰かに大変さを聞いてもらったりして、自分の心のケアも大切にしてください。りぼんかんの託児ルームや相談ダイヤルも、ぜひご利用ください。